

太鼓演奏における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和 2 年 11 月 10 日
改定 令和 2 年 12 月 25 日
公益財団法人 日本太鼓財団

はじめに

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和 2 年 3 月 28 日（令和 2 年 5 月 4 日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「対処方針」という）を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和 2 年 5 月 4 日）において示されたガイドライン作成の求めに応じ、公益財団法人 日本太鼓財団（以下「財団」という）が、演奏会・練習の活動再開に向けたガイドラインとして、新型コロナウイルス感染拡大予防対策として実施すべき事項を整理したものである。策定にあたっては「太鼓演奏における演奏者の飛沫飛散状況検証」（令和 2 年 9 月 27 日実施/詳細別紙）を実施し、その検証結果及び専門家、実演家からの助言を受けた。またクラシック音楽公演運営推進協議会、東京都交響楽団策定のガイドライン等を参考とした。記して感謝します。

演奏会・練習を実施する際には、地域の感染状況を踏まえ、各都道府県・市町村・施設所有者の対応に基づいて実施の可否を検討する。その上で、本ガイドラインはもとより、地方公共団体のロードマップ、施設側のガイドラインに基づき、実施時の対策を講ずるものとする。

なお、本ガイドラインの内容は、今後、政府の方針変更や、新型コロナウイルスの感染地域における動向や専門家の知見、施設の利用者等の意見等を踏まえ、必要に応じて適宜改定を行うものとする。

目次

1. 感染防止のための基本的な考え方 (p.2)
2. 太鼓演奏における対策 (pp.3-4)
3. 公演主催者が講じるべき具体的な対策 (pp.5-9)
4. 演奏者・スタッフの対策 (pp.10-11)

1. 感染防止のための基本的な考え方

新型コロナウイルスの感染経路は主に、会話や咳、くしゃみに伴う飛沫感染と、汚染された環境に触れたことによる接触感染と言われている。日本太鼓の演奏では、掛け声の発声、笛の演奏の際に、特に飛沫感染のリスクが想定される。太鼓演奏はもとより、通常生活における感染リスクをゼロにすることはできない。検証の結果からも、太鼓演奏に伴う感染リスクは比較的少ないと考えられるものの、十分な感染予防対策を講じる必要がある。

【a. 基本的な予防対策】

- 1) 体調不良、発熱者など感染疑いのある者は参加しない
- 2) 演奏時には演技・表現に支障のない範囲で原則としてマウスシールドの着用が望ましく、演奏時以外は必ずマスクを着用し、非着用は飲食・喫煙時等のみに限り、マスクを外す状況での発生、会話は可能な限り避ける
- 3) 演奏に伴う掛け声や唄は可能な限り控える。なお、舞台表現・演奏上、繰り返しの発声や唄が必須となる場合は、必ずマスクを着用し、マウスシールドは使用してはならない
- 4) 手洗い、アルコール消毒など、手指衛生を徹底する
- 5) 換気に常に配慮する

※次亜塩素酸水等の空中噴霧による消毒は、吸入した場合の健康への影響が懸念されるため、厚生労働省、WHO 等から推薦されていません。

2. 太鼓演奏における対策

【a. 練習・実演時に共通の対策】

「太鼓演奏における演奏者の飛沫飛散状況検証」（別途報告書参照）の結果、太鼓演奏においては、マスク着用の際の飛沫飛散はなく、非着用の場合、掛け声・笛等からの飛沫飛散は最長約 640 mmと確認された。また、マウスシールド着用の場合は、一部のケースを除き飛沫飛散はなく、一定の効果が見られた。

しかしながら、同時に実施したマスク着用の演奏では、演奏時間が長引くほど十分な呼吸ができず、マスク着用での演奏は現実的ではないことも確認された。

については、以下を練習・実演時の共通の対策とする。

- 1) 演奏時は演技・表現に支障のない範囲で原則としてマウスシールドを着用する。着用している場合でも咳・くしゃみをする時には、腕・袖で口を覆う、または下を向く等の咳エチケットを実践する
- 2) 演奏者同士の間隔を原則 1m以上置く
- 3) 近距離で向かい合う打法、移動しながらの演奏はできるだけ避ける
- 4) 舞台表現・演奏上、繰り返しの発声や唄が必須となる場合は、必ずマスクを着用し、マウスシールドは使用してはならない
- 5) 太鼓（鉄筒等の楽器を含む）は可能な限り共用しない
- 6) バチ、笛等の楽器、またマイクの共用は原則禁止とする
- 7) 共用した場合、使用者は使用後の手指消毒を必ず行う
- 8) 会場の換気を一定時間ごと、最低でも原則 1 時間ごとに行う
- 9) 演奏終了後、舞台からはけた後は、必ずマスクを着用する

【b. 練習場における対策】

各団体の練習においては、舞台上での演奏と同様、密にならないよう配慮し、練習場の大きさと換気を考慮した上で、各団体が判断する。

- 1) 入室時の検温、手洗い、手指消毒、マスク着用など、日常の感染防止対策を徹底する
- 2) 練習場の換気性能や通気性について確認の上、状況に応じて必要な対策（ドア・窓の開放等）を行い、換気が困難な場所での練習は避ける
- 3) 演奏時には原則としてマウスシールド、それ以外はマスクを着用する。特に飲食・喫煙の際（マスクを外している状況）には感染のリスクが生じやすいため、会話をしない等、十分注意を払う
- 4) 舞台表現・演奏上、繰り返しの発声や唄が必須となる場合は、必ずマスクを着用し、マウスシールドは使用してはならない
- 5) メンバーが集まる控室、楽屋等の狭い空間では、使用人数の制限、使用時間の制限等、密な状態が生じないように配慮する
- 6) メンバー同士で飲食を共有せず、水分補給のための飲料水は各自が持参する
- 7) 飲食後のゴミは持ち帰りすることを推奨する

【c. リハーサル・舞台上での対策】

舞台上においては、客席と高低差があるため、飛沫・接触を抑制する観点から次のような行動に努める。

1) 舞台上でのセッティングにあたっては、舞台から観客席との間隔を水平距離で 2m以上置く。舞台表現・演奏上 2m以上の距離を確保することが困難である場合には、最前列を使用禁止にする等、観客の位置を舞台から十分離す

3. 公演主催者が講じるべき具体的な対策

【a. 会場・施設管理者（会場）との調整】

公演主催者は施設管理者（会場）と国や各自治体の発している収容率等の方針のもと、感染防止対策について事前に調整する。以下のような感染対策が実施されるよう、施設管理者の協力を得て、努めるものとする。尚、感染が疑われる者が発生した場合には速やかに連携が図られるよう、所轄の保健所との連絡体制を整える。

- 1) 手洗い・手指消毒を励行するとともに、会場入場口付近に十分な数のアルコール消毒液を設置し、渋滞による密集が生じないよう配慮する
- 2) 非接触体温計やサーモグラフィ等を配備し、利用を案内するスタッフを複数名、配置する
- 3) マスクを忘れた来場者及び出演者等に対して、配布・販売可能なマスクを準備する
- 4) 接客や対面での案内を行うスタッフには、来場者と十分な間隔（1m以上）を保つとともに、マスクを着用させ、必要に応じてフェイスシールドや手袋も使用させる
- 5) パンフレット、グッズ等の販売を行う場合は、販売する場所が混雑しないよう、十分な間隔（1m以上）を空けて行うことを周知する。

対面販売を行うブース等には、透明ビニールカーテンまたはアクリル板等の設置が望ましい。設置がむずかしい場合は、販売員のマスク、手袋着用を徹底する

- 6) その他、来場者が並ぶ可能性がある場所に、十分な間隔（1m以上）を確保することを求める案内を掲示する
- 7) トイレについては、不特定多数が触れる場所は事前に清掃・消毒を行い、ハンドドライヤーは使用禁止とする
- 8) 会場とトイレ等の出入口にあたる場所にも、十分な数のアルコール消毒液を設置し、渋滞による密集が生じないよう配慮する
- 9) 機械空調設備は興行許可を取得した際の換気性能（会場内は一人あたりの外気量 20 m³/時・人以上）、もしくは管轄行政の興行場法に則った性能を確保する
- 10) ホール内で来場者が入場する全てのエリアで適切な換気を実施し、入場時や休憩時は扉等を開放し外気を取り入れる等、必要に応じて扇風機、サーキュレーターによる換気を行う
- 11) 体調を崩された来場者を案内するため、換気の良い救護室を確保し、予め案内者を定めておく。平熱と比べて高い発熱、咳、味覚・嗅覚障害等の症状がある場合に、直ちに医療機関を受診できるよう、紹介する医療機関を特定しておく。救護室を使用した際は適切な消毒を施す
- 12) 新型コロナウイルス接触確認アプリ等（厚生労働省の COCOA や自治体独自の通知アプリ、QR コードを活用したシステムを含む）について、公演チラシ、公演主催者及び施設管理者のウェブサイト、公演当日の会場に掲載することにより利用を促す
- 13) 高齢者や既往歴のある方など重症化リスクの高い入場者については、慎重な対応を行っていただくよう、公演主催者及び施設管理者のウェブサイト等により注意喚起を促す

14) 感染リスクが低いと判断される公演についても、施設管理者と国や各自治体の発している収容率等に従う

【b. 感染防止対策の周知】

来場者に以下を徹底いただくと共に、出演者と接する入り待ちや出待ち、プレゼントや花束等については控えていただくよう予め周知する。

- 1) 感染防止のための公演主催者からの要請事項を守る
- 2) 会場における密集・密閉を避ける
- 3) 会場内ではマスクの常時着用を徹底し、会話は必要最低限に留め、マスク着用下においても咳をする時には腕・袖で口を覆うまたは下を向く等の咳エチケットを実践する
- 4) こまめな手指消毒又は手洗いをを行う
- 5) 入場前に検温し、以下の条件に該当する方は入場できないことを周知する。その際に入場できない方が不利益を被らないよう、当面の間のチケット代金全額の払い戻し等の対応を検討する等、来場者に対し来場を控えていただくケースを事前に十分周知する
 - ・ 入場時の検温の結果、37.5 度以上の発熱
 - ・ 咳、咽喉の痛み等、風邪の症状
 - ・ だるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）
 - ・ 嗅覚や味覚の異常、喪失
 - ・ 体が重く感じる、疲れやすい等の症状
 - ・ 新型コロナウイルス感染症陽性者との濃厚接触
 - ・ 感染が疑われる同居家族や身近な知人との接触
 - ・ 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者と濃厚接触
- 6) 新型コロナウイルス接触確認アプリ等（厚生労働省の COCOA や自治体独自の通知アプリ、QR コードを活用したシステムを含む）について、公演チラシ、公演主催者及び施設管理者（会場）のウェブサイト、公演当日の会場に掲載することにより利用を促す
- 7) 前項のアプリ等を稼働可能な状態に保つため、本番中はスマートフォンの電源をオフにするのではなく、マナーモードに設定する旨を周知する
- 8) 交通機関や飲食店等の分散利用や、公演前後の交通機関利用時等における感染防止に努めるよう注意喚起する

【c. チケット販売と発券】

チケットの販売と発券は、接触を抑制する観点から、可能な限り以下のように行う。その際、来場者から氏名及び緊急連絡先の情報を取得し、必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得る事、また、【b. 感染防止対策の周知】（5）に記載の入場制限とそれに伴うチケット代金の払い戻しについて周知する。

- 1) 現金授受は接触感染回避のため、可能な限り避け、キャッシュレス決済を推奨する。避けられない場合は、担当者は現金扱い終了後の手指消毒を徹底する

- 2) チケットは事前にご購入いただき、当日にご持参いただく。可能な範囲で、オンラインチケットやキャッシュレス決済を奨励し、ご利用いただく
- 3) チケット販売の窓口スタッフにマスク、必要に応じてフェイスシールドを着用させ、

場合によっては手袋も使用させる

- 4) 対面販売を行うブース等には、透明ビニールカーテンまたはアクリル板等の設置が望ましい。設置がむずかしい場合は、販売員のマスク、手袋着用を徹底する
- 5) 当日券を購入する際は、チケット売場で前の人と十分な間隔（1m以上）を空けて整列していただくよう、足元などにサイン等を示す
- 6) 不特定多数の人が触れる箇所を頻繁に消毒するよう、チケット販売窓口スタッフに周知徹底する
- 7) チケット販売窓口スタッフに、入退室の前後は手指の消毒、手洗いを丁寧に行うことを周知徹底する

【d. 入場時の対応】

入場時における接触を抑制する観点から、時間差入場を導入する等の対策を講じた上で、以下のように行う。

- 1) 来場者が密集することを避けるため、段階的に入場を行う
- 2) 来場者が並ぶ際には、十分な間隔（1m以上）の確保を求める案内を掲示する
- 3) 入場時のチケット半券のもぎりは来場者で行っていただくよう周知する
- 4) 入場時にマスクを着用していない来場者には、着用を求め、配布もしくは販売できるマスクを準備する
- 5) 入場後は、手洗い又は手指の消毒を行うよう周知する
- 6) 原則として、プログラムの手渡しは行わず、所定の場所から来場者ご自身で取っていただくようにする
- 7) チケットもぎりのスタッフにマスク、必要に応じてフェイスシールド、手袋を使用させる
- 8) クロークスタッフにマスク、必要に応じてフェイスシールド、手袋を着用させる。可能であれば、利用者を最小限とすることを周知する
- 9) 来場者に出演者の入待ち・出待ちを控えていただき、プレゼントや花束等は控えるよう周知する

【e. 客席における対応】

客席は、感染状況を踏まえながら、公演中の接触をできるだけ避ける観点から、当面は以下の対策を講じる。

- 1) 座席の最前列付近は、公演形態や演目内容を踏まえて、2. 【c. リハーサル・舞台上での対策】（1）を参照の上、適切な対策を取る
- 2) 大声での声援は行わない事を徹底し、拍手のみとしていただくよう周知する。大声を出す観客がいた場合は、個別に注意等を行う

【f. 開場時、休憩時間における対応】

開場時や休憩時間は、接触を控える観点から、十分な休憩時間を設定し、時間差でトイレやホワイエ、ロビーなどを利用するよう周知し、以下のように行う。また、適切な対応を行うための人員の配置など、体制を整備する。

1) 開場時及び休憩時間

- ・マスクの着用について注意喚起・徹底する
- ・ロビーやホワイエでは十分な間隔（1m以上）を確保するように周知する
- ・来場者ご自身の手で不用意に目・鼻・口等を触らないよう周知する
- ・ホワイエやロビー等の飲食用に感染防止策を行ったエリア以外では飲食をしないよう周知する

2) 会場での飲食

飲食を提供する場合は、接触を控える観点から以下のように対策を徹底する。

- ・飲食を提供する場が混雑しないよう入場制限を行うことを周知する
- ・飲食を提供する場合は、他のグループとの距離が十分な間隔（1m以上）となるよう座席を配置する
- ・現金授受は接触感染回避のため、可能な限り避け、キャッシュレス決済を推奨する。避けられない場合は、担当者は現金扱い終了後の手指消毒を徹底する
- ・休憩時間では、ロビーやホワイエでの飲食の共有をしないよう周知する
- ・使い捨ての紙皿や紙コップを使用することを周知する
- ・飲食後のゴミはお持ち帰りいただくことを推奨する
- ・薬の服用や水分補給のための飲料水は持参いただくよう周知する

3) トイレ

- ・トイレでは、十分な間隔（1m以上）を空けて整列するよう周知する
- ・ハンドドライヤーは使用禁止とし、ハンカチ・タオル等の持参を周知する
- ・トイレ使用後は、蓋を閉じてから流すようにする

【g. 公演終了後の対応】

公演終了後の対応については、接触を抑制する観点から、時間差退場を導入する等、可能な限り以下のように行う。

1) 退場時について

- ・公演終了後の退場に際して、会場の扉を全て開放する等、複数の退場路を設定し十分な間隔（1m以上）が確保できるよう周知する
- ・来場者に楽屋訪問や出演者の出待ちを控えるよう周知する

2) 物品販売

3. 公演主催者が講じるべき具体的な対策【a. 会場・施設管理者（会場）との調整】と同様とする

3) 出待ち・プレゼント等

- ・楽屋口等での出待ちはお断りする
- ・出演者へのプレゼントや花束等は控えるよう周知する

【h. 感染が疑われる人が出たときの対応】

公演中に体調を崩された来場者がいた場合は、以下のように行い、適切に対応できるように心掛ける。

- 1) 速やかに救護室へ案内し、隔離する
- 2) 対応するスタッフは、マスクやフェイスシールド、手袋を着用のうえ発熱者との接触を避けて対応する
- 3) 速やかに、あらかじめ特定しておいた医療機関及び保健所へ連絡し、指示を受ける
- 4) 保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、氏名及び緊急連絡先を把握し名簿を作成する等、必要な情報提供を速やかに行えるよう体制を整えるとともに、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得る事を事前に周知する
- 5) スタッフによって取得した個人情報の名簿は、漏洩することがないよう1か月以上を目安に適切に管理・保存の上、適切に破棄する

4. 演奏者・スタッフの対策

【a. 基本的な感染予防対策】

演奏者及びスタッフ等の感染予防対策として、日常生活において以下のことを徹底する。

- 1) マスクは必ず着用し、着用している場合でも咳・くしゃみをする時には、腕・袖で口を覆う、または下を向く等の咳エチケットを実践する
- 2) 作業ごとに、手指消毒又は手洗いをを行う
- 3) 衣装並びにスタッフユニフォーム等はこまめに洗濯する
- 4) 新型コロナウイルス接触確認アプリ等（厚生労働省の COCOA や自治体独自の通知アプリ、QR コードを活用したシステムを含む）について、事前登録・使用を推奨する

【b. 会場入りの際の対策】

当日会場入りする際は、出演者・スタッフは次のようなことを徹底する。

- 1) 会場入りする前に自宅等で検温を行い、37.5 度以上、もしくは平熱と比べて高い発熱及び体調不良の症状（咳、呼吸困難、倦怠感等の症状）があった場合は、連絡の上、自宅待機とし参加しない
- 2) マスクは必ず着用し、着用している場合でも咳・くしゃみをする時には、腕・袖で口を覆う、または下を向く等の咳エチケットを実践する。マスクを着用していない出演者・スタッフには、マスクの着用を求め、配布・販売用のマスクを準備する
- 3) 記録した検温結果を団体代表者に報告する。報告を受けた団体代表者は取りまとめた内容を主催者側へ報告する
- 4) 会場入りの際には、非接触体温計による検温、アルコール消毒液による手指消毒を徹底する。なお、37.5 度以上の発熱がある場合は、入場を禁止する
- 5) 控室や楽屋ではお互いの距離を 1m 以上に保つ

【c. 舞台裏、控室・楽屋等での対策】

舞台裏、控室・楽屋等の利用については、不特定多数が触れやすい場所の消毒を定期的に行うと共に定期的な換気を心がける他、飛沫・接触を抑制する観点から、次のような行動に努める。

- 1) 演奏者が集まる控室、楽屋等では、使用人数の制限、使用時間の制限等、密な状態が生じないように配慮する。特に飲食・喫煙時は感染のリスクを生じないように、会話を避ける、距離を取るなどの配慮を行う
- 2) 利用者は必ずマスクを着用する。また、必要に応じて透明ビニールカーテン等の設置対策を徹底する
- 3) 入口等の数か所にアルコール消毒液を設置する
- 4) 食事の前、手洗い、手指の消毒をする。また食事の際には、可能な限り使い捨ての紙皿や紙コップを使用する

- 5) 控室・楽屋は、換気性能や通気性について確認の上、状況に応じて必要な対策（ドア・窓の開放等）を行う
- 6) メンバー同士で飲食を共有せず、水分補給のための飲料水は持参する
- 7) 飲食後のゴミは持ち帰りとするを推奨する
- 8) トイレ
 - ・トイレでは、十分な間隔（1m以上）を空けて整列するよう周知する
 - ・ハンドドライヤーは使用禁止とし、ハンカチ・タオル等の持参を周知する
 - ・トイレ使用後は、蓋を閉じてから流すようにする

【d. 公演終了後の対応】

公演終了後は、次のように行う。

- 1) 来場者と接触するような行動は控える
- 2) サイン会や来場者からのプレゼントや花束等の受け取りは控える
- 3) 舞台裏、控室や楽屋には長居せず、速やかに着替え等を済ませて、換気の良い場所へ移動するよう心掛ける
- 4) 公演後の関係者等による打ち上げは控える

【e. 出演者やスタッフで感染が疑われる人が出たときの対応】

3. **【h. 感染が疑われる人が出たときの対応】**と同様とする。

以上